

千葉県医師修学資金貸付制度について

1 制度の概要

千葉県医師修学資金貸付制度は、地域における医師不足や地域偏在を解消するため、地域医療に貢献しようとする強い意志を持つ医学生を対象に、将来、千葉県内の医師不足地域等の医療機関で医師として働いていただくことを目的として平成 21 年度から開始したもの。

	長期支援コース		ふるさと医師支援コース	集中支援コース
	地域枠	一般枠		
貸付対象	千葉大 順天堂大 日本医科大 帝京大 東邦大 千葉県出身者(注)に限る(H30 年度以降の新規貸付者)	県内大学 (千葉大、国際医療福祉大) 順天堂大 日本医科大 帝京大、東邦大 東京慈恵会医科大 千葉県出身者(注)に限る(H30 年度以降の新規貸付者)	千葉県出身者(注)で、県外の大学医学部に入学した者	平成26年度より新規募集停止
貸付金額	○国公立大:月額15万円 ○私立大:月額20万円		月額 15 万円 (国公立大・私立大共通)	月額5万円 平成 25 年度末時点で既に貸付けを受けている者のみ
利息	10%(平成30年度以降の新規受給者から)			
加算枠 (産婦人科コース)	対 象:現在、長期支援コース又はふるさと医師支援コースの貸付を受けている者であって、将来、県内の病院又は診療所の産科医(産婦人科又は産科において医師の業務に従事する医師(分娩を取り扱う医師))として、従事しようとする大学 4 年生以上の医学生 貸付枠:2 名 加算額:5 万円/月 事業期間:平成 33 年度まで(新規貸付は平成 31 年度まで) その他:原則、就業先は山武・長生・夷隅など産科医が不足する医療圏内とする。			
貸付期間	正規の修学期間を経過するまでの期間			
診療科	指定なし(産婦人科コースは、産科又は産婦人科)			内科、外科、産科、産婦人科、小児科、麻酔科、救急科のいずれか
返還免除	医師免許取得後、貸付期間の1.5倍の期間、知事が定める病院に勤務したとき ※平成30年度以降の新規貸付者についてはキャリア形成プログラム【新プログラム】を適用(【旧プログラム】は平成29年度までの新規貸付者を対象としたもの)			医師免許取得後、4年間、知事が定める病院に勤務したとき
返還の猶予期間	4年間 災害、病気、出産、育児、研修(知事が別に定める研修に限る)その他正当な事由により知事が定める病院等において医師の業務に従事できないと認めたときは、当該期間を加算			原則なし
キャリアアップ支援	各大学での支援のほか、「千葉県地域医療支援センター」のキャリアコーディネータ(医師)が、医師としてのキャリア形成を支援 また、専門医の取得などが図れるよう配慮			

注 千葉県出身者

- ・千葉県内に住所※を有する者
- ・大学に入学するために住所※を変更した者であって、当該変更をした日前の一年間千葉県内に住所※を有していた者
- ・千葉県内に所在する高等学校等(高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、大学、高等専門学校、専修学校の高等課程)を卒業し又は修了した者
- ・二親等以内の親族が千葉県内に住所※を有する者 ※居住地を含む